

8. 都市景観の形成

神戸は、六甲山系の山並み、海や港と市街地が一体となった景観や、西北神地域の豊かな自然と田園集落の景観など、変化に富んだ素晴らしい景観に恵まれており、これらは神戸のまちの魅力の重要な要素となっています。

こうした特性を活かしながら、全ての人々が住み続けたい、また訪れてみたくなる魅力あふれる都市の実現を目指して、神戸市では、昭和53年の「神戸市都市景観条例」制定、平成16年の「景観法」制定などを経て、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進しています。



■地域地区指定による景観形成

都市景観の形成の上で重要な地域・地区を指定し、建築行為などに際し届出等を求めて、助言・指導を行うなど、重点的な景観誘導を図っています。

●景観計画区域

景観法の規定に基づき、良好な景観の形成に関する計画を定める区域として、7区域(北野町山本通、税関線沿道、旧居留地、神戸駅大倉山、須磨舞子海岸、岡本駅南、南京町)を、「景観計画区域」として指定しています。



北野町山本通のまちなみ



旧居留地のまちなみ

●都市景観形成地域

神戸市都市景観条例の規定に基づき、みなと神戸の顔である都心ウォーターフロントに位置する7地域(ハーバーランド、波止場町・メリケンパーク、新港突堤西、震災復興記念公園周辺、HAT神戸、ポートアイランド西、兵庫運河周辺)を、「都市景観形成地域」として指定しています。

●景観形成指定建築物等届出地域

神戸市都市景観条例の規定に基づき、都市景観の形成に資するため必要な措置を講ずべきことを助言、指導するため、景観計画区域、都市景観形成地域以外の神戸市全域を、一定規模以上の建築物、屋外広告物などに対する届出対象地域として指定しています。

●眺望景観形成誘導基準

神戸らしい眺望景観を保全・育成するため、ポーアイしおさい公園、元町1丁目交差点(大丸前)、須磨海浜公園を眺望点とする、眺望景観形成誘導基準を運用しています。



ポーアイしおさい公園からの眺め

■景観デザイン協議制度

神戸市都市景観条例の規定に基づき、景観に与える影響が特に大きい建築行為について、計画段階と設計段階の2段階で、神戸市都市景観審議会に設置した専門家による部会(景観アドバイザー専門部会)で意見交換を実施するなど、計画の早い時期から良好な景観の形成に関する協議を進めるとともに、協議経過の公表など市民への情報提供を行っています。

■夜間景観の形成

神戸らしい夜間景観にさらに磨きをかけ、「デザイン都市・神戸」の都市ブランド力を高めるため、「神戸市夜間景観形成実施計画」の策定や、地域団体と一緒に重点地区での夜間景観形成ガイドラインの策定に取り組むとともに、照明アドバイザーの派遣、照明整備等への助成を行い、良好な夜間景観形成を支援しています。



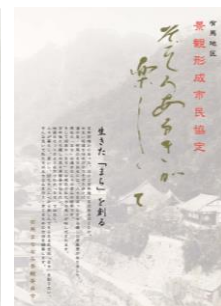
南京町

■市民主体の景観まちづくりの推進

神戸市都市景観条例の規定に基づき、身近な景観形成を図ることを目的とした市民団体等を「景観形成市民団体」として、12団体(北野山本、旧居留地、岡本、南京町、トアロード、栄町通、新長田駅北地区東部、魚崎郷、三宮中央通り、元町商店街、有馬、ハーバーロード)を認定するほか、一定の区域内の市民相互による都市景観の形成を目的とした協定を「景観形成市民協定」として認定(9協定)するとともに、地域の取り組みに対して助成や専門家を派遣するなど、市民主体の景観まちづくり活動を支援しています。



(魚崎郷)



(有馬)

景観形成市民協定

■景観重要建築物の指定等

神戸市都市景観条例の規定に基づき、景観形成重要建築物の指定(24棟)など、歴史的建築物の保全・活用、景観形成助成、普及・啓発事業等に取り組んでいます。



N家住宅



Y家住宅

■都心エリアにおける景観形成

神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]及び「えきまち空間基本計画」で示した景観形成の考え方に基づき、まちなぎわいや活気を誘発する、建築物と公共空間の一体的な景観のあり方を示すことで、デザイン都市・神戸の玄関口にふさわしい、神戸の歴史や自然環境を背景とした、訪れた人の感性に響き、市民が誇りに思える景観の創出に取り組めます。



えきまち空間イメージ